



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

ヨルダン：選挙法の改正

(7月2日付現地各紙ほか)

### 1. 選挙法の改正

2012年6月19日、ヨルダンの下院は、3日間の議論の後、2012年選挙法を可決した。採決には72名の議員が出席し、57名が賛成した。同法案は、6月24日に上院を修正なく通過した。

新選挙法の主要改正点は以下の通り。

- (1) 選挙人は、選挙区で一票、全国区比例代表制で一票の計二票投票できる。
- (2) 全140議席（現行法から20議席の増加）
- (3) 選挙区制の議席数は108、全国区比例代表制の議席数は17、女性割り当て議席数は15（12の県及び3つの土漠区）。
- (4) 有権者には被選挙人証が発行される。
- (5) 2名の立候補者が同得票数を得れば再投票を実施する。
- (6) 在外選挙は実施しない。
- (7) 開票後、投票所長が仮結果を発表する。
- (8) 閣僚及び公務員（軍、治安機関を含まない）も立候補できるが、選挙開始の60日前には辞職しなければならない。

### 2. ムスリム同胞団の反応

6月26日、ムスリム同胞団は、同組織の政治組織である「イスラーム行動戦線党（IAF）」党本部にて記者会見を開き、新選挙法案は国民を代表する議会という国民の権利を奪うものであり、一人一票制と変わらないとして、上下両院が可決した法案を拒否し、次回選挙をボイコットするとの脅しをかけた（注：同胞団は、選挙区の候補者の数まで投票できる連記制を支持してきた）。ハムザ・マンスールIAF書記長は、「同法を完全に拒否し、同法が及ぼす社会・経済的悪影響は同法の立法に関わった者の責任である」と述べた。また、同書記長は、「我々の最後の期待は、同法案を拒否し、様々な危機に対処し、選挙法に関する対話を行う救国内閣の設置ができる国王の手中にある」と述べた。

なお、28日、ムスリム同胞団は、同日に予定していた下院選挙のボイコット表明を無期限延期した。

### 3. アブドゥラー2世国王による裁可

6月28日、アブドゥラー2世国王は、上下両院が可決した2012年選挙法を裁可する勅令を発出した。一方、同国王は、全国区比例代表制による議席数を増加させるよう裁可したばかりの選

挙法を改正するための臨時国会開催を指示し、政府に対して立法府と調整の上、選挙法の複数の条項、特に全国区比例代表制に関する部分を再検討するために必要な方策を採るよう求めた。

#### 4. アブドッラー2世国王の発言

7月1日、アブドッラー2世国王は、ヨルダン・テレビとの会見で、本年中に実施が予定されている下院選挙をIAFに代表されるイスラーム勢力がボイコットするとの立場を表明していることを受け、同イスラーム勢力に選挙への参加を求める発言を行った。